

製品保証規定

製品添付の取り扱い説明書、文章、注意ラベルに従った正常な使用状態で保証期間内に故障した場合に、無償修理をさせていただきます。なお、本書はお客様の法律上の権利を制限するものではありません。

第1条（目的）

ディーリンクジャパン株式会社（以下、「当社」といいます。）はお客様に対し、お買い求めいただいた当社製品に対して、以下の内容に基づき製品保証サービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供いたします。

製品保証規定（以下、「本規定」といいます。）は製品には同梱されておりません。本規定はD-Link ホームページにてご確認頂けるものとし、予告なく変更される場合があります。また常に当社ホームページに掲載される最新の本規定が適用されるものとしします。

第2条（用語の定義）

1 本規定において「製品保証」とは、以下「*1」に記載された対象製品および保証期間に則り、当社が修理を保証する旨を約することを言います。

*1：保証対象製品と保証期間 <https://www.dlink-jp.com/support/info/target.html>

2 本規定における保証期間とは、以下を起点として定義されるものとしします。

項目	意味
製造終了日 (End of Life または EoL)	該当品番の製造が終了し、残サポート期間の起点となる日。
ソフトウェアサポート終了日 (End of Software Support)	ソフトウェア解析やバグ改修、ファームウェアの提供などが終了する日。
サポート終了日 (End of Service Life または EoSL)	修理、代替交換、お問い合わせ、有償保守サービス等の全てのサポートが終了する日。

3 本規定における「対象製品」とは、製品ごとに設定される「品番」で区別されるものとし、「品番」ごとに異なる製造終了日（End of Life）、サポートサービス終了日

（End of Service Life）が設定されるものとし、以下に公開されるものとしします。

① 販売終了予定製品：<https://www.dlink-jp.com/product/archive/pog.html>

② 販売終了製品：<https://www.dlink-jp.com/product/archive/eos.html>

4 本規定において「故障」とはお客様が正しい使用方法に基づいて製品を使用した場合であっても、正常に動作しない場合を言います。

- 5 本規定において「無償修理」とは、製品が故障した場合、当社が無償で行う該当故障箇所の修理をいいます。
- 6 本規定において「無償保証」とは、本規定に記載された条件により、当社がお客様に無償修理をお約束することをいいます。
- 7 本規定において「有償修理」とは、無償保証が適用されない製品故障の場合に、お客様に費用を負担していただき当社が行う修理のことをいいます。
- 8 本規定において「製品」とは、当社が販売に際して梱包したもののうち、本体部分を行い、本体付属品は含まれません。
- 9 本規定において、「ソフトウェア」とは以下を含む包括的なものをいいます。
 - 「ファームウェア」：当社ハードウェア製品のソフトウェア部分
 - 「ソフトウェア製品」：CD-ROMの形態で販売されるものをいい、PCもしくはサーバにインストールの上使用されるもの
 - 「クラウド型製品」：当社データセンターにある管理サーバを経由して管理可能なもの
 - 「アプリケーション」：当社が Apple 社ならびに Google 社の認証を受け、iOS ならびに Android 対応のスマートフォン/タブレット端末にインストールして利用可能なもの

第3条（保証適用条件）

1. 当社を通じて販売され、日本国内で利用されている D-Link 製品であること。
2. 当社が許可した販売業者もしくは再販業者から、最初に製品を購入したお客様（最初の所有者）であること。
3. 製品添付の取り扱い説明書、文章、注意ラベルに従った正常な使用状態であり、且つ保証期間内に故障したものであること。
4. 故障製品として申告された製品が、当社検証の結果、故障と判断された場合。

第4条（本サービスの範囲と条件）

本規定に基づく本サービス範囲および条件は、以下の通りです。

1. 本サービスの範囲は、製品本体のハードウェアおよびソフトウェアです。製品に同梱される付属品および無償ソフトウェアや付随するアプリケーションは製品とは異なる保証期間が設定されています。また、製品本体のネットワーク接続部分を超えた、他の機器との接続性は本サービス適用範囲外です。
2. 保証期間内の本サービスは、修理後の後出し SEND BACK です。お客様より当社にご連絡を頂いた後、故障製品を当社指定先に送っていただき、修理完了後にお客様に返送されて完了とする内容です。
3. 送料は発送元負担とさせていただきます。故障製品を当社指定場所にお送り頂く際の送料は

お客様負担とさせていただき、当社修理完了後の返送時の送料は当社負担とします。ただし、故障製品としてお送り頂き、当社確認時に問題がない事が確認された場合、ご返却時の送料はお客様負担とさせて頂く場合があります。

4. 修理は、製品の分解、部品の交換、補修により行います。修理が万一困難な場合または修理費用が製品価格を上回る場合には、弊社動作確認済みである保証対象製品の再生品もしくは同等の性能および機能を有する他の製品と交換することにより対応させていただく場合がございます。
5. 修理によって交換された故障製品および不良部品の所有権は当社に帰属するものとします。
6. 代替機の先出し発送は行っておりません。別途有償保守サービスをご利用下さい。
7. 本サービスを利用した故障ご申告機器に関する報告書の提出は行いません。
8. ファームウェアのバージョン指定はお受けできません。また、修理後のご返却であっても、異なるバージョンでご返却させて頂く場合があります。
9. コンフィグレーションの戻し作業は行いません。修理後のご返却であっても、工場出荷時の設定でご返却させて頂く場合があります。
10. 保証内容には、ファームウェアアップデートの権利が含まれます。
11. 当社がサポートするソフトウェア製品のサポート対象は以下の通りです。

ソフトウェア	サポートバージョン
通常製品のファームウェア	最新バージョンを含む、3世代までのバージョン
クラウド管理型製品のファームウェア、アプリケーション	最新バージョンのみ
ソフトウェア製品	最新バージョンのみ

不具合をご申告頂いた本一覧に記載されるソフトウェアが、サポートバージョンより古いバージョンの場合、最新バージョンにアップデートをお願いする場合がございます。サポートバージョンは弊社 WEB の各製品ページをご確認下さい。

12. 対象ソフトウェアに問題があった場合、改修に掛かるお時間をお約束はしておりません。また、製造終了製品については、対象ソフトウェアの改修ができない場合もございます。
13. ソフトウェアアップデート作業は弊社では行いません。お客様作業および費用負担にて実施をお願いいたします。

第5条（保証対象外）

次の場合には、保障期間内にあっても、保証対象外となります。

- ・当社から販売されていない並行輸入品
- ・日本国以外で購入された D-Link 製品
- ・お客様が最初の所有者ではないと認められる場合
- ・ご購入後の輸送、落下などによる故障および損傷
- ・使用上の誤りおよび不当な修理や改造による故障および損傷
- ・製品本体に貼られた「Warranty Void Sticker」と記載のあるシールを剥がした場合。
ただし、当社出荷時に「Warranty Void Sticker」シールが貼られていない製品の場合は、本項目は適用されません
- ・火災、地震、風水害、落雷、その他の天変地異、公害、塩害、ガス、異常電圧、指定外の使用電源（電圧、周波数）などの外部要因によって生じた故障および損傷
- ・消耗品の交換（バックアップ電源など）
- ・他の機器の故障またはソフトウェアの不具合などによって生じた直接または間接の故障および損傷
- ・上記の場合のほか、損傷の原因がお客様の使用方法にあると認められる場合

第6条（免責事項）

当社製品の故障ならびにソフトウェア不具合、クラウド型サービスの障害、当社が提供した保証サービスによりお客様が被った損害（経済的、時間的、業務的、精神的等）のうち、直接または間接的に生じる可能性、あるいはいかなる逸失利益、損害につきましても、当社の故意または重大な過失がある場合を除き、当社では一切の責任を負うものではありません。当社が責任を負う場合であっても、重大な人身損害の場合を除き、お客様が購入された製品の購入代金を上限といたします。

本製品の故障または使用にあたって生じた、直接または間接の保存データの消失、破損について当社では一切の責任を負うものではありません。

第7条（有効範囲）

本規定は日本国内においてのみ有効です。

以上